

い串農第242号  
令和7年7月28日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

いちき串木野市長 中屋 謙治

市町村名 (市町村コード)	いちき串木野市 (462195)
地域名 (地域内農業集落名)	川上地区環境保全会 (中組、木場、内門、中ノ平前、中ノ平後)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

高齢化が進み、未耕作地・管理地が増えつつある。今後も行政、農業委員会と連携し、新規・定年就農者など担い手の確保に努める。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

水田については今後も水稻が中心に耕作される見込みである。WCSを推進し労働の軽減化を図る。また、畠地もあるが、それぞれがそれぞれの品目を耕作しているので地域で推進作物を定めて耕作していくよう話し合いを行う。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.58 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.58 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

多面的機能支払交付金の協定農用地とした。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

地区内でも高齢化が進み、今後管理地が増えていく厳しい状況になっていく中、農地の維持管理・有効利用・環境整備などを地域住民・土地持ち非農家を交え話し合い、これからのが担い手への利用集積を図っていく。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農地利用推進員を通じて農地バンクへ貸し付けを推進していく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

新たな担い手が現れた時に基盤整備事業を行えるように、事前に事業を行うか話し合いをしておく。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、行政等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

薬剤散布等はJAを通じて行うようとする。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等		⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨畜産連携		⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣被害対策を継続して行う（侵入防止柵等）。また、猟友会と連携し、わな等の設置を行う。

⑦今後耕作者の減少が考えられる、耕作されなくなった土地の保全管理を団地で行っていく。

⑨WCSを耕作し、飼料として出荷する。